

講義・講演・実習指導・実技指導等に係る講師料規程

講師職位等		基準時間	1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上4時間以内	4時間以上
講師	A 高度専門職 (労働基準法第14条第1項第1号に準ずる)	認定作業療法士	¥20,000	¥30,000	¥42,000	¥55,000
		認定作業療法士以外	¥18,000	¥27,000	¥38,000	¥50,000
	B 高度専門職と同等の知識を有していると、 理事会で認めた者	認定作業療法士	¥15,500	¥23,000	¥33,000	¥43,000
		認定作業療法士以外	¥14,000	¥21,000	¥30,000	¥39,000
	C 各領域の専門職で、資格取得後15年以上 の者	認定作業療法士	¥13,000	¥20,000	¥29,000	¥36,000
		認定作業療法士以外	¥12,000	¥18,000	¥26,000	¥33,000
	D 上記に該当しないが、理事会で講師として 適格と認めた者	認定作業療法士	¥11,000	¥16,500	¥23,000	¥31,000
		認定作業療法士以外	¥10,000	¥15,000	¥21,000	¥28,000
指導者 助言者	1時間当たり ¥2,000円とする					

それぞれ1時間未満の額を基準とする  
 2時間未満は「1.5倍」  
 4時間以内は「1.4倍」  
 4時間以上は「1.3倍」 なお、それぞれ100円未満は切り上げ  
 認定作業療法士は原則+10%

- 注
1. 元職員で現職による適応区分が明らかでない者については、退職の際の職位による。
  2. 講師の職種及び職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。
  3. 上記区分に該当しない場合は一番近い区分を準用する。

- 補足事項
1. 上記、講師謝金は実際の講義時間を基準に算出するものとする。
  2. 講座単位で講師が複数の場合には、従たる講師はそれぞれの該当金額の半額とする。
  3. 支払対象とする時間は、移動時間及び控室等での待機時間を除いた講演等出席による実働時間とする。
  4. 本会会員が講師（助手）の場合、該当区分支払額の半額とする。
  5. 講師職位および資格に関しては公文書発行日のものとする。